

※土地の造成のみを目的としたもの(宅地分譲等)は不可

番号	提出書類	部数	発行機関	備考
		住宅		
1	申請調書	部 1	農業委員会	
2	申請書	3		申請書内に理由が書ききれないときは、別途に「理由書」を添付してください。
3	土地登記簿謄本	2	法務局	過去3年以上の経過が確認できるもの
4	農地転用意見書	2	土地改良区	関係土地改良区全て必要
5	各筆図 1/500	2	法務局 税務課	申請地及び隣接地の地目を記入
6	案内図 1/2500	2	都市計画課	申請地記入 ※ 住宅地図(写)でも可
7	土地選定理由書及び土地選定位置図 1/2500	2		選定地記入 ※ 第3種農地の場合は不要
8	建物配置図 1/100~1/500	2		無断転用の場合は 土地地番、土地面積、建築面積、建築(増築)年月日記入、取排水系統図(併記)
9	建物平面図・立面図 1/100~1/500	2		立面図高さ記入
10	隣接地承諾書	2	農業委員会	隣接地が農地の場合
11	事業計画書	2		1,000㎡以上の場合
12	誓約書	2		
13	資力を証する証明	2		受付印のある融資申込書の写し、通帳の写し
14	始末書	2		無断転用の場合
15	取引先証明書	2		任意様式
16	法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) 又は定款の原本証明書	2		譲受人(借受人)が法人の場合 (法人格のない団体の場合、代表者を証する書面又は規約及び会議録等) ※定款を提出する場合は法人登記事項証明書の写しを提出
17	貸借対照表、損益計算書の原本証明書	2		譲受人(借受人)が法人の場合 (法人格のない団体の場合、収支予算書等)
18	営業証明又は資格証明	2		免許等の写し
19	住民票の写し	1		住宅に住むことになる人全員の住民票の写し
20	その他必要な書類	2		必要に応じ

※ 申請書を除き、2部の書類は1部原本、その他は写し(コピー)でも可。

※ 開発行為、建築許可等他法令についても確認すること。他法令の同時申請が必要。

※ 添付書類は3ヶ月以内発行のもの有効

※ 「消せるボールペン」は、申請書等に使用しないで下さい